

「学校いじめ防止基本方針」

平成 31 年 4 月
青森県立八戸高等学校

1 いじめ防止基本方針策定に当たって

本校は、「綱領」の教育理念に基づき、

- | |
|---------------|
| 一 須ク自重スヘシ |
| 一 唯本分ニ向ツテ猛進セヨ |
| 一 師ヲ敬シ友ヲ愛セヨ |

- (1) 確かな学力を育む（学習指導）
- (2) 豊かな心を育む（生徒指導）
- (3) 志の実現を支援する（進路指導）
- (4) 開かれた学校づくり（外部との連携）

を重点目標に取り組んでいる。そのために全ての生徒が安心して学校生活を送り有意義で充実した様々な活動に取り組めるように、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）・「傍観者」（見て見ないふりをする）などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

②いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、人数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言葉に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、例えば以下のようなものが考えられる。

悪口をいう・あざける、落書き・もの壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1・2 ※いじめ問題・特別支援等教育相談委員会の設置

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙3 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。

学校生活においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における「望ましい人間関係づくり」の実施
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談体制の充実

- ・面談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・校内研修、講演会などの実施

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・PTA総会や分会等での、いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開（4月、9月）の実施

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。そのためには、日頃から教職員と生徒の信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、生徒の小さな変化や言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や報告した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙4

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙5

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知（いじめ問題・特別支援等教育相談委員会）
- ・面談等の実施

(5) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケートの実施（7月、10月、2月）
- ・Q-Uの活用

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・いじめ問題・特別支援等教育相談委員会、職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解しつつ、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援し、いじめの解消に向けて支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場所を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

※いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること」（いじめ行為が少なくとも3か月を目安として継続して止んでいる状態）及び「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」（被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認）という2つの要件が満たされている状態をいう。

②いじめている人間への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害生徒・加害生徒だけではなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成しようとするのが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感を持てる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合があり、管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について県教育委員会に報告
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の 養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握に関する指導・助言

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を低める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠であり、保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭の双方で指導を行う。

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実

(3) ネットいじめへの対応

①ネットの特殊性

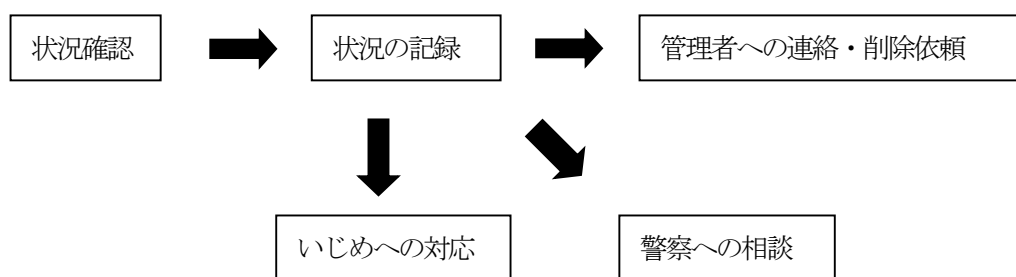
- ・発信した情報は、多くの人に広まる。
- ・匿名でも書き込みをした人は特定できる。
- ・違法情報や有害情報が含まれている。
- ・書き込みが原因で、おもわぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- ・一度流出した情報は簡単には回収できない。

②ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの訴え
- ・ネットパトロール

③不当な書き込みへの対処

- ・万が一、誹謗中傷等を発見した場合には、下記の流れで迅速かつ適切に対応する。



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた。

- ・年間の欠席が30日程度の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする。

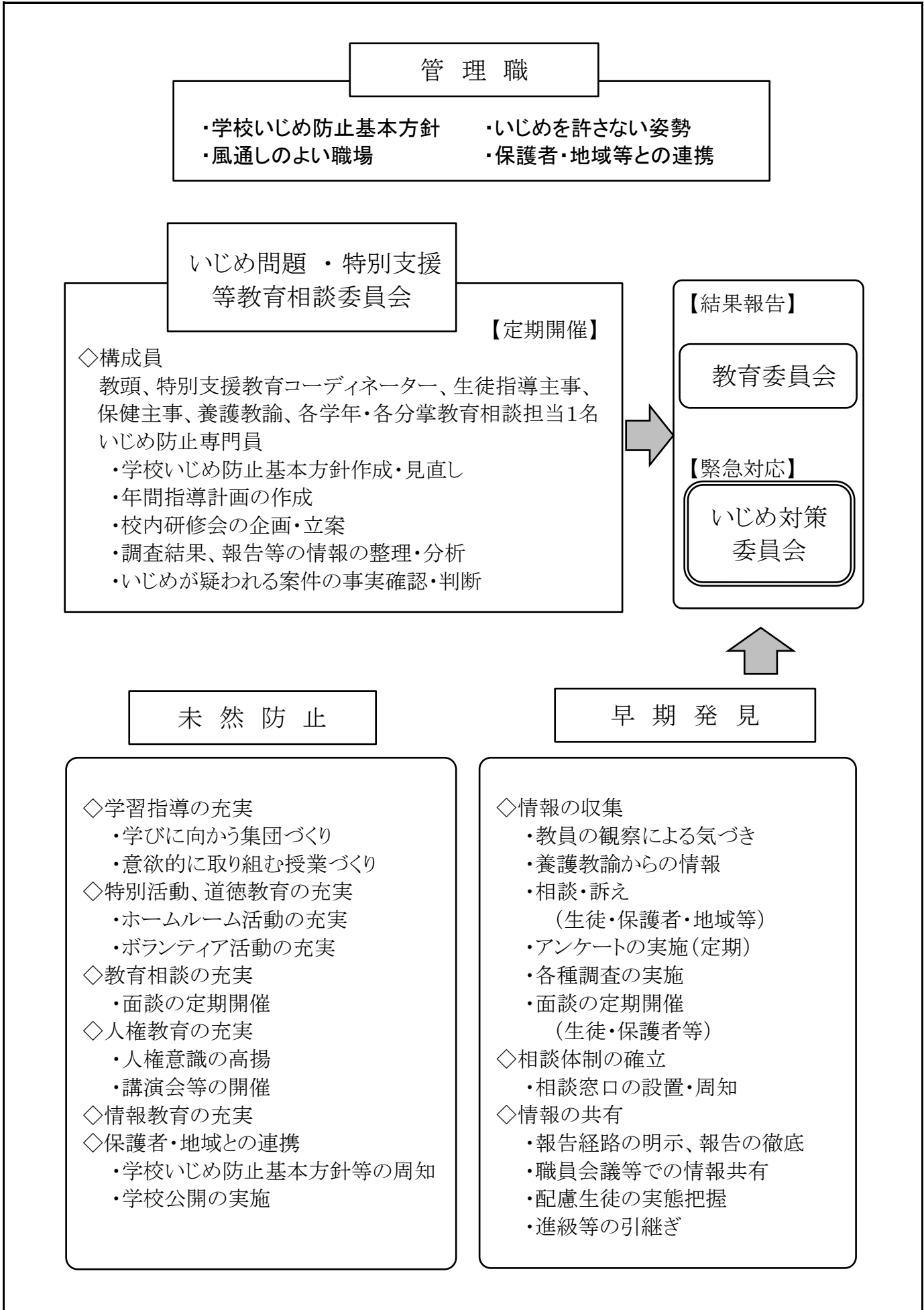
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。学校が調査の主体となる場合は県教育委員会の指導及び支援のもと調査を行い対処する。県教育委員会が調査を行う場合にはその重大事態調査のための組織に協力する。

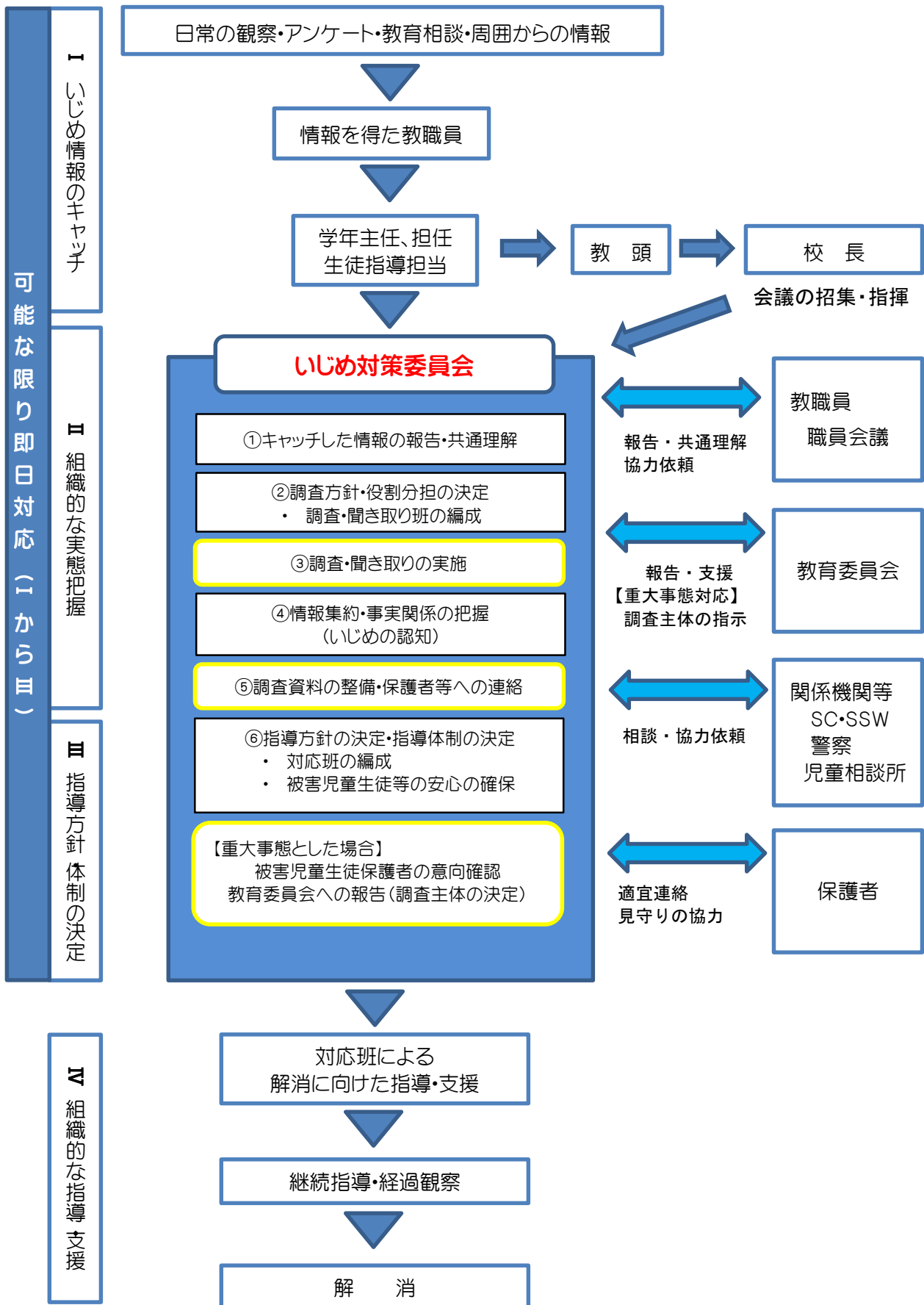
9 評価

(1) PDCAサイクルの考え方に従い、「いじめ問題・特別支援等教育相談委員会」を中心に学期末に検証と見直しを実施し、職員会議等で伝達・共有を図る。

(2) 学校評価において、「生徒の問題行動等に対する迅速・適切な対応」、「生徒・保護者の悩みや相談への適切な教育相談に係る対応」等の評価項目の結果を、いじめ防止対策の改善に生かす。

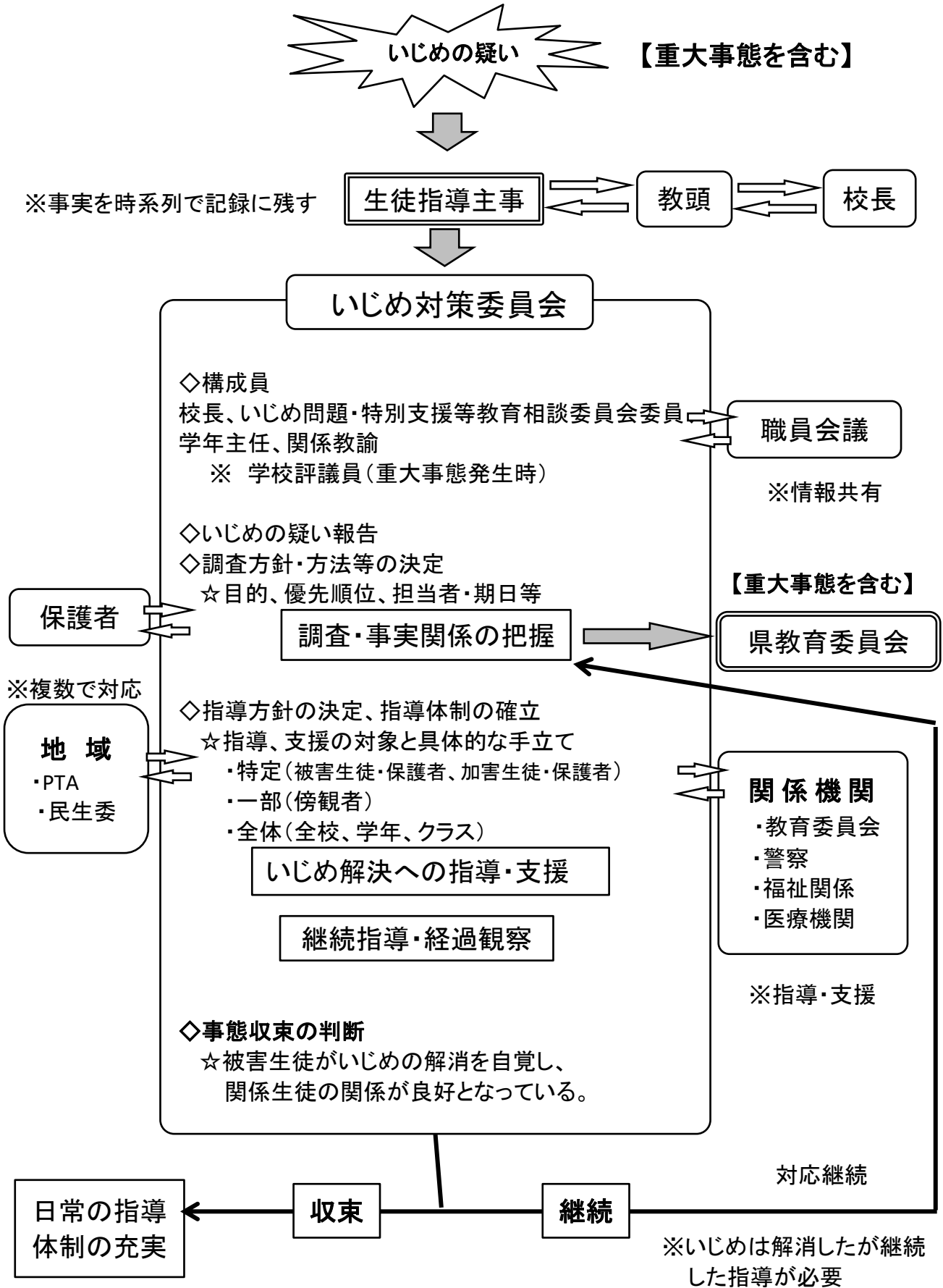


いじめ対応の基本的な流れ(フロー図)



別紙3

緊急時の組織体制(いじめ対策委員会の設置)



別紙4

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いため、多くの教員の目でいろいろな場面をとおして生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	該当	サイン
登校時 朝のSHR		<ul style="list-style-type: none"> ○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ○教員と目線が合わず、うつむいている。 ○体調不良を訴える。 ○提出物を忘れてたり、期限に遅れる。 ○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		<ul style="list-style-type: none"> ○保健室・トイレに行くようになる。 ○教材等の忘れ物が目立つ。 ○机周りが散乱している。 ○決められた座席と異なる席に着いている。 ○教科書・ノートに汚れがある。 ○突然個人名が出される。
休み時間等		<ul style="list-style-type: none"> ○弁当にいたずらをされる。 ○昼食を教室の自分の席で食べない。 ○用のない場所にいることが多い。 ○ふざけあっているが表情がさえない。 ○衣服が汚れていたりしている。 ○一人で清掃している。
放課後等		<ul style="list-style-type: none"> ○慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ○持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 ○一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

場面	該当	サイン
登校時、教室内、休み時間、放課後等あらゆる場面において		<ul style="list-style-type: none"> ○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ○ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。 ○教員が近づくと、不自然に分散したりする ○自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙5

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

該当	サイン
	<ul style="list-style-type: none">○嫌なあだ名が聞こえる。○席替えなどで近くの席になることを嫌がる。○何か起こると特定の生徒の名前が出る。○筆記用具等の貸し借りが多い。○壁等にいたずらや、落書きがある。○机や椅子、教材等が乱雑になっている。○私物が隠されたり無くなったりする。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

該当	サイン
	<ul style="list-style-type: none">○学校や友人のことを話さなくなる。○友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。○不審な電話やメールがあったりする。○遊ぶ友達が急に変わる。○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	<ul style="list-style-type: none">○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。○登校時間になると体調不良を訴える。○食欲不振・不眠を訴える。
	<ul style="list-style-type: none">○学習時間が減る。○成績が下がる。
	<ul style="list-style-type: none">○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。○自転車がよくパンクする。○家庭の品物、金銭がなくなる。○大きな額の金銭を欲しがる。